

# さわやか

令和2年4月10日

第23号

発行 三戸町農業委員会  
電話 (0179) 20-1156



## ご挨拶

三戸町農業委員会

会長 梅田 晃

三戸町農業委員会広報誌「さわやか」第二十三号の発行に当たりご挨拶申し上げます。

春たけなわの頃となり、農家の皆様は本格的な農繁期を迎えますと、大型台風、集中豪雨などによる自然災害が多く発生いたしました。当町におきましては、台風等による大きな被害は免れ、果樹、水稲、葉たばこも良好な作柄でありました。一方で、にんにくやネギ、ながいも等については需給動向の影響などもあり、全般的に安値傾向になったようであります。今後、市場価格の回復を切に願います。

さて、昨年は任期満了に伴い委員が改選となり、九月から新たな体制で委員会業務を進めております。

三戸町を取り巻く農業の環境は、地域における農地の保全、耕作放棄地の発生、担い手への集積・集約化や集落単位での農地利用の最適化など、改善の兆しが見えないような課題が山積しております。

また、新型コロナウイルス感染症の全世界的な広がりによる農業への影響についても注視していく必要があると考えます。

我々は、新たに任命された委員として、農業委員、農地利用最適化推進委員が一体となり、農業者が減少していく中にもあっても、担い手の育成、耕作作業の効率化、農地の集約等に全力で取り組み、三戸町の農業振興に寄与して参りたいと考えております。

終わりに、今年度が、災害がなく農業者の皆様にとって実り多く、明るい年となりますようご祈念申し上げます。

## 令和二年度定例総会の日程等について

農地の「権利移動（耕作目的で農地の売買または貸借等をする場合）」や「※転用」を行うには、農業委員会の許可又は農業委員会への届出が必要です。今年度の農業委員会総会及び許可申請の締切日をお知らせしますので、申請内容や書類について、事前に農業委員会でご確認ください。

なお、事情により開催日等を変更する場合がありますので、ご了承ください。

### ※農地転用とは

農地を農地以外のものにする事です。農地を住宅や駐車場、資材置場、山林等の農地以外の用途に変更する行為がこれに該当します。

### ※違反転用には罰則が

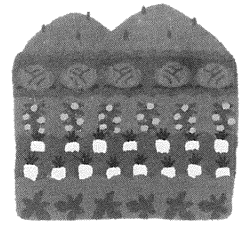
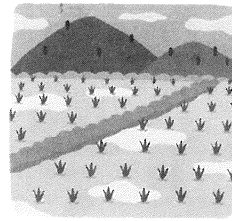
許可を受けずに農地転用を行った場合には、農地法に違反することとなり、現状回復やその他の違反行為の是正命令、刑事罰等の不利益を受けることがあります。

### ※ご相談ください

転用する場所や事業内容によって、許可要件等が異なります。まずは、農業委員会にご相談ください。

区分 開催月	総会開催日	申請締切日
4月	4月13日(月)	3月19日(木)
5月	5月12日(火)	4月17日(金)
6月	6月10日(水)	5月20日(水)
7月	7月9日(木)	6月19日(金)
8月	8月7日(金)	7月20日(月)
9月	9月10日(木)	8月20日(木)
10月	10月12日(月)	9月18日(金)
11月	11月10日(火)	10月20日(火)
12月	12月10日(木)	11月20日(金)
1月	1月14日(木)	12月16日(水)
2月	2月8日(月)	1月20日(水)
3月	3月16日(火)	2月19日(金)

# 農地情報



◆農地の貸付希望が次のとおり提出されています。

農地を借りたい方は、農業委員会 [20-1156] までお問い合わせください。

## ◆貸付希望

(1,000㎡当たり、1年間の価格です)

大字	小字	地番	地目現況	面積 (㎡)	貸付 希望年数	希望価格(円)	最低価格(円)
貝守	北大平	104番	畑	4,193	10	10,000	0
貝守	杉沢上平	11番7	畑	12,829	10	20,000	10,000
貝守	四百刈	3番1	田	1,232	10	5,000	1,000
貝守	下田	95番3	田	1,941	10	10,000	5,000
袴田	杉屋敷	8番2	田	2,329	10	15,000	10,000
袴田	杉屋敷	48番3	田	1,203	10	5,000	0
袴田	梨木久保	9番1	田	5,891	10	15,000	10,000
袴田	元才	12番2	田	95	5	10,000	0
袴田	元才	14番4	田	262	5	10,000	0
袴田	元才	14番8	田	192	5	10,000	0
袴田	元才	105番1	田	538	5	10,000	0
袴田	元才	105番2	田	404	5	10,000	0
蛇沼	馬場平	38番	畑	3,358	10	5,000	0
蛇沼	馬場平	39番	畑	1,133	10	5,000	0
蛇沼	梅ヶ久喜	23番	田	3,225	10	10,000	0
蛇沼	梅ヶ久喜	24番	田	3,492	10	10,000	0
蛇沼	本村	35番1	畑	233	10	5,000	0
蛇沼	本村	42番	畑	243	10	5,000	0
蛇沼	本村	43番1	畑	1,690	10	5,000	0
蛇沼	本村	44番2	畑	172	10	5,000	0
蛇沼	本村	45番	畑	515	10	5,000	0
豊川	下原	38番	畑	1,644	10	6,000	5,000
斗内	清水田	2番	畑	611	10	10,000	10,000
斗内	清水田	80番5	畑	1,151	10	9,500	9,500
斗内	上ノ平	75番	田	1,527	10	10,000	10,000
斗内	丹内坪	13番2	畑	1,669	10	15,000	15,000
斗内	長者屋敷	12番1	水田	1,070	10	10,000	5,000
斗内	長者屋敷	13番1	水田	1,484	10	10,000	5,000
斗内	長者屋敷	14番1	水田	1,529	10	10,000	5,000
梅内	金洗沢	1番28	畑	3,554	10	10,000	5,000
梅内	沼尻	21番	田	2,100	10	25,000	13,000
梅内	前田	143番	水田	1,941	売渡希望 200万円		
同心町	上川原	62番	田	2,604	10	10,000	5,000
同心町	上川原	70番1	田	1,443	10	5,000	5,000
川守田	東松原	19番	畑	652	10	貸付6,000~15,000円、売渡要相談	
川守田	寺ノ沢	40番1	畑	1,620	要相談	5,000	3,000
川守田	白坂ノ上	22番	畑	450	要相談	5,000	3,000
川守田	白坂ノ上	31番	畑	62	要相談	5,000	3,000
川守田	白坂ノ上	32番	畑	4,341	要相談	5,000	3,000
川守田	菖蒲沢	32番	畑	2,568	10	8,000	0
川守田	橋ノ下	119番	田	1,368	10	10,000	5,000
川守田	赤坂	37番1	畑	32	10	8,000	0
川守田	赤坂	39番1	畑	2,038	10	8,000	0

貸したい人も、借りたい人も、農地中間管理事業を活用しましょう

# 農業者年金で安心・豊かな老後を

～将来に備え加入してみませんか～

## 農業者年金ってどんなもの？

⇒国民年金に上乘せしてもらえる年金です。  
国民年金 + 農業者年金 = 年金受給額

## 誰でも加入できるの？

⇒条件は3つ、ほとんどの農業者にあてはまります。

国民年金  
第1号  
被保険者  
国民年金保険料  
納付免除者を除く。

年間60日以上  
農業に従事

60歳未満

## 払った掛け金がムダにならない？

⇒積立方式だから自分がかけた金額は、年金として生涯もらえます。  
もしも、80歳前に亡くなった場合は、80歳までにもらえるはずの年金が一時金として一括でご遺族に支払われます。  
また、最低支払年数などのきまりはありませんので、かけた分、年金をもらえます。

## いくらぐらいもらえるの？

⇒月々2万円で20年かけた場合、男性で年間約30万円、女性で年間約25万円もらえます。  
掛金は、月々2万円から6万7千円で、いつでも変更・休止・解約できます。  
途中で休止・解約した場合でも、払い込んだ金額に応じて年金をもらえます。

メリット

◎支払った保険料は全額社会保険料控除に！

◎39歳までに加入するとお得な補助制度が！

※ただし、補助を受けるには要件があります。  
詳しくは、農業委員会、農協へ

・三戸町農業委員会 0179-20-1156  
・八戸農業協同組合 三戸支店 0179-22-3311

## 農地中間管理事業を活用しましょう！

農地中間管理事業とは県指定の「農地中間管理機構」が農地の中間的受け皿となり、農地を借り入れ、規模拡大を目指す担い手に貸し付ける事業です。



農地を  
貸したい人

借受け

### 農地中間管理機構

- ①受け手希望者を公募します。
- ②農地を借受けます。
- ③受け手がまとまった形で利用できるよう貸付けます。

貸付け



農地を  
借りたい人

・お問合せ 三戸町農業委員会 0179-20-1156

# 令和2年 農作業標準賃金

◆対象期間：令和2年4月1日～12月31日

令和2年の農作業標準賃金が、次のとおり決まりました。

この賃金表は、標準額となりますので、作業賃金を決める際には、年齢・労働条件その他の事情等を考慮し、両方で協議のうえ決めてください。

## 1. 作業賃金（1日当たり） ※8時間労働、賄いなしを原則

区 分		金 額	割 増 料（1時間あたり）
水 田	田 植 ・ 稲 刈	6,400円	990円
	除 草 ・ 脱 穀	6,400円	
	水 田 作 業 全 般	6,400円	
りんご	剪 定	9,500円	1,490円
	袋 か け ・ 摘 果	6,400円	990円
	収 穫	6,400円	
葉 タ バ コ 作 業 全 般	6,400円		
に ん に く	6,400円		
畑 作 全 般	6,400円		

## 2. 農業機械（10a当たり） ※賄いなしを原則、機械にはオペレーター等1人付き

区 分		金 額（消費税込み）	備 考	
水 田	耕 起	5,500円	区画整理田を標準とする	
	代 か き	6,000円		
	田 植 機（苗 別）	6,000円		
	脱 穀（ハーベスタ）	6,000円		
	稲刈	バインダー（紐別）		5,500円
		コンバイン（紐別）		13,000円
	乾 燥 機（生脱穀）	1,500円	60kgあたり	
畑 作 業 全 般	5,500円			

# 令和2年 賃借料情報

平成24年1月1日から令和元年12月31日までに締結（公告）された農地賃貸借における賃借料水準（10aあたりの年額）は、以下のとおりとなっています。

## 農地賃借料（10a当たり） ※三戸町全域

農地の区分	平均額	最高額	最低額	データ数
全農地	8,700円	23,300円	1,000円	43件
うち田(水稲)	7,200円	15,000円	1,000円	16件
葉タバコ	17,200円	23,300円	8,800円	4件
ニンニク	9,800円	14,900円	6,400円	10件
リンゴ	8,400円	11,800円	5,900円	5件
その他野菜	6,500円	10,000円	1,100円	8件